

# 令和2年度新たな地域交通モデル形成推進事業 委託業務に係る公募型プロポーザル応募要領

## 1 目的

令和2年度新たな地域交通モデル形成推進事業委託業務を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定める。

## 2 業務の概要

次に掲げる業務の委託

### (1) 業務名

令和2年度新たな地域交通モデル形成推進事業委託業務

### (2) 業務内容

令和2年度新たな地域交通モデル形成推進事業委託業務仕様書（別添）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

### (4) 委託料の上限額

10,205,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

## 3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 平成29年山口県告示第237号（県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「04 調査研究」の「01 調査・分析（統計調査を除く。）」又は「99 その他」の「16 計画策定・計画策定支援」に登録されている者であること。

(3) 公募の開始の日から提案書の提出期限までの間いずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(4) 地域交通政策に精通しており、地方自治体の地域公共交通網形成計画等に係る策定支援業務に実績を有すること。

## 4 参加手続き等

この手続への参加を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

### (1) 参加申込書の提出

①提出書類 参加申込書（様式1）

②提出期限 令和2年6月24日（水）午後5時必着

③提出方法 持参、郵送、電子メール、又はFAXのいずれかによること。

（必ず提出先に受付確認をすること。）

(2) 質問の受付及び回答

- ①提出書類 質問書（様式2）
- ②提出期限 令和2年6月24日（水）午後5時必着
- ③提出方法 持参、郵送、電子メール、又はFAXのいずれかによること。  
（必ず提出先に受付確認をすること。）
- ④質問内容 原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案書の提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。
- ⑤回答 質問書受け付け次第、質問者及び参加申込者全員に対し、電子メール等により随時回答する。

(3) 企画提案書の提出

- ①提出書類 ア 企画提案書（様式3）  
イ 会社（団体）概要  
ウ 実施体制  
エ 事業費積算書  
オ 類似事業の実績
- ②提出部数 各7部
- ③提出期限 令和2年7月6日（月）午後5時必着
- ④提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は宅配便で期限内必着）すること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県観光スポーツ文化政策課内  
新たな地域交通モデル検討委員会事務局（担当：梅本）  
電話番号：083-933-3120  
FAX：083-933-2527  
Eメール：[all1300@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:all1300@pref.yamaguchi.lg.jp)

## 5 企画提案の審査に関する事項

(1) 審査方法について

別途設置する審査委員会が、各社の企画提案書に基づきヒアリング（応募者によるプレゼンテーション）を実施し、別紙審査基準に基づき審査し、受託者の選定を行う。

- ①審査日時 令和2年7月8日（水）又は7月9日（木）を予定
- ②実施場所 山口県山口市滝町1-1 山口県庁内 会議室  
（具体的な開催日時、場所等は参加者に対して別途通知）
- ③備考 ・提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施し、提案内容を説明すること。（パワーポイントの使用可。）  
・プレゼンテーション参加人数は3人までとする。  
・プレゼンテーションの時間は、説明30分、質疑20分以内を予定。

(2) 審査結果について

ア 審査結果については、すべての提案者に書面で通知するが、結果に係る説明は行わない。

イ 審査した提案について、実施方法等について条件を付す場合がある。

(3) 審査結果の取消について

企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、提案者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、審査結果を取り消すことがある。

(4) その他

ア 提出書類の作成及び提出等に要する経費は、提案者の負担とする。

イ 提出書類は原則返却しない。また、提出書類の訂正、差替は認めない。

ウ 提案者が1者であった場合は、その提案内容を審査委員会において評価した上で、採否を決定する。

エ 業務委託業者が決定され次第、当該業者は、事業費積算書とは別の正式な見積書を提出すること。

## 6 契約に関する事項

最優秀提案者と委託業務の詳細な事項について協議を行い、随意契約により本業務委託の手続きを行う。仕様の内容は、企画提案書の内容を基本とするが、最優秀提案者と委託者との協議により最終的に決定する。

## 7 応募スケジュール

委託業務の応募スケジュールは次のとおり予定している。

令和2年6月17日（水） 募集開始、質問書受付開始

令和2年6月24日（水） 参加申込書及び質問書の提出締切

令和2年7月 6日（月） 企画提案書の提出締切

令和2年7月 8日（水）又は9日（木） プレゼンテーションの実施、審査委員会

令和2年7月10日（金） 選定結果通知

令和2年7月 中旬 契約締結